

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生企第870号

令和3年11月5日

青色回転灯を装備する自動車に対するドライブレコーダーの整備について (通達)

犯罪抑止対策については、「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）」（平成31年3月13日付け熊生企第226号）に示すとおり、犯罪の起きにくい社会づくりを推進し、持続可能な自主防犯活動に対する支援を行うことが必要である。

そこで、自主防犯パトロールを行う団体で、青色回転灯を装備する自動車（以下「青パト」という。）による活動を行う団体に対し、下記のとおり、青パトへのドライブレコーダーの整備を行いその活動を支援することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、対象団体のない警察署にあつては参考とされたい。

記

1 目的

地域における安全安心を確保するために広域かつ機動的な活動を行っている青パトを保有する団体に対し、県警察で調達したドライブレコーダーを青パトに整備させることにより、「動く防犯カメラ」として人の目に加えた警戒活動を活性化させ、地域の安全安心に寄与するとともに、自主防犯パトロール従事者の安全運転の実践による交通事故防止を図ることを目的とする。

2 整備する物品

ドライブレコーダー及びその附属品（以下「ドライブレコーダー等」という。）

3 整備対象の自動車

ドライブレコーダー等を整備する自動車は、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の事務取扱いについて（通達）」（令和3年2月12日付け熊生企第83号）に基づき、熊本県警察本部長が、青パトによる自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を適正に行うことができる旨の証明を行った団体のうち、現に青色防犯パトロールを熊本県内において実施している団体が使用する青パトで、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3に規定する「自主防犯活動用自動車」として認められた自動車とする。

※ なお、本事業は、令和3年度は「安全安心なまちづくり事業」のモデル地区となっている玉名・荒尾地区のみを対象とするが、今後対象地域を拡大していく方針であるため、積極的に整備を推進されたい。

4 整備の手続

(1) 申請の受理

警察署長は、自署管内で活動する青色防犯パトロールを行う団体が、自ら

が運用する青パトへのドライブレコーダー等の整備を希望する場合は、申請者から「青パト用ドライブレコーダー等整備申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出を受けるものとする。

整備を希望する団体の活動地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、団体の代表者の住居地を管轄する警察署長が申請を受けること。

なお、申請書については、必要事項を記入後、申請者にその写しを交付すること。

(2) 警察本部への送付依頼

警察署長は、(1)の申請を受理したときは、申請内容を精査の上、整備に支障がないと認める場合は、警察本部生活安全企画課長（以下「生企課長」という。）に対し、申請書の写しを送付して、必要なドライブレコーダー等の送付を依頼すること。

(3) 警察署への送付

生企課長は、(2)の依頼を受けたときは、必要な物品を当該警察署に送付すること。

(4) 申請団体への貸出し

警察署長は、(3)の送付を受けたときは、申請を行った団体に対しドライブレコーダー等を貸し出し、青パトに整備させること。

5 管理及び点検

(1) ドライブレコーダー等については、貸出物品として取り扱うことから、その所在や異常の有無等については、適切に把握するなど、管理を徹底すること。

(2) 生企課長は、ドライブレコーダー等を適切に管理するため、犯罪抑止対策室員（以下「犯抑室員」という。）に対し、物品1台ごとに「青パト整備ドライブレコーダー等管理点検簿（本部）」（様式第2号。以下「本部点検簿」という。）を作成させ、必要な事項を記録させること。

また、生企課長は、年1回及び必要に応じて、犯抑室員に対し、物品の所在や異常の有無について点検を実施させ、その結果を本部点検簿により報告させること。

(3) 警察署長は、ドライブレコーダー等を適切に管理するため、生活安全担当係員（以下「生安係員」という。）に対し、物品1台ごとに、「青パト整備ドライブレコーダー等管理点検簿（署）」（様式第3号。以下「警察署点検簿」という。）を作成させ、必要な事項を記録させること。

また、警察署長は、年2回（4月及び9月）、生安係員に対し、物品の所在や異常の有無について点検を実施させ、その結果を警察署点検簿により報告させること。

(4) 警察署長は、点検等の結果、物品の異常を把握したときは、速やかに生企課長へ報告すること。

6 留意事項

(1) 整備したドライブレコーダー等が故障又は破損して修理が必要な場合若し

くは部品や消耗品等が必要なとき等維持管理に費用を要する場合は、その費用については申請団体又は青パトの使用者が負担することになるので、申請団体又は青パトの使用者に対し、申請時に説明すること。

(2) ドライブレコーダー等の整備を申請した団体に対しては、以下についての理解と協力を求めること。

ア ドライブレコーダー等については、紛失、盗難等に十分留意するとともに、無断で他人に譲渡、転売又は貸与しないこと。

イ ドライブレコーダー等を整備した青パトについて、青色防犯パトロールを行わないこととなった場合、廃車処分する場合その他当該ドライブレコーダー等が不要となった場合は、速やかにドライブレコーダー等の整備を申請した警察署（以下「申請先警察署」という。）に連絡の上、ドライブレコーダー等を返却すること。

ウ ドライブレコーダー等を紛失した場合、盗難の被害に遭った場合、故障した場合その他使用できなくなった場合、その状況について速やかに申請先警察署に連絡すること。

エ 事件・事故の捜査のため、ドライブレコーダーの映像の提供を求められたときは、可能な限り応じること。

(3) 警察署長は、ドライブレコーダー等を整備した青パトを運用する団体から、ドライブレコーダー等の返却を受けた場合は、当該ドライブレコーダー等について速やかに生企課長に送付すること。